

## 0 4 . 1 0

## 法定期間及び指定期間の取扱い

法定期間及び指定期間（無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判に係る手続については除く。）については、次のとおり取り扱う。

（注）無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判の指定期間の取扱いについては、審査便覧25-01.2（無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判の指定期間の取扱い）、25-04（期間の延長等）を参照。

## 1. 手続をする者が在外者でない場合

（1）次に掲げる特許法等の規定に基づき、特許法等に定める期間を職権により延長する場合は、手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に居住する場合とし、その延長する期間は次のとおりとする。

ア．特許法第4条<sup>\*1</sup>、意匠法第17条の4第2項<sup>\*2</sup>及び商標法第43条の4第3項の規定に基づき職権により延長する期間は、15日とする。

ただし、設定の特許（登録）料の納付期限（特108条1項、意43条1項、商41条1項、65条の8第1項、2項）並びに拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判の請求期間（特121条1項、意46条1項、47条1項、商44条1項<sup>\*3</sup>、45条1項）については、職権による延長は行わないこととする。

なお、設定の特許（登録）料の納付期限については、特許（登録）料を納付すべき者の請求により30日以内に限り期間延長できる（特108条3項、意43条3項、商41条2項、65条の8第3項）。

イ．意匠法第17条の4第1項<sup>\*2</sup>の規定に基づく職権による延長は、行わないこととする。

（2）特許法第178条第5項<sup>\*4</sup>の適用については、手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に居住する場合とし、その附加期間は、15日とする。

（3）次に掲げる書類等の提出についての指定期間は、特許及び実用新案に関しては60日、意匠及び商標に関しては40日とする。ただし、手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に居住する場合においては、特許及び実用新案に関しては60日を75日と、意匠及び商標に関しては40日を55日とする。

## ア．意見書

- 〈・特50条〔特67条の4、159条2項〔特174条1項〕、特163条2項、意19条、50条3項〔意57条1項〕〕
- ・商15条の2〔商55条の2第1項〔商60条の2第2項（商68条5項）、商68条4項〕、商65条の5、68条2項、商標法等の一部を改正する法律（平成8年法律第68号）附則12条〕
- ・商15条の3第1項〔商55条の2第1項〔商60条の2第2項（商

68条5項)、商68条4項}}]

- ・商附則7条 {商附則16条1項 [商附則19条1項 (商附則23条)、商附則23条]、商附則23条}
- ・商43条の12 {商60条の2第1項 [商68条5項]、商68条4項}
- ・特165条 {特174条3項} 注1

(2.(3)ア.において同じ。)

イ. 答弁書

- 〈・特84条 {特90条2項 [特92条7項、93条3項、実21条3項、22条7項、23条3項、意33条7項]、特92条7項、93条3項、実21条3項、22条7項、23条3項、意33条7項}
- ・特134条1項 {特71条3項 [実26条、意25条3項、商28条3項 (商68条3項)]、特174条2項 [実45条1項、意58条4項、商61条 (商68条5項)、商附則20条 (商附則23条)]、意52条、商56条1項 [商68条4項]、商附則17条1項 [商附則23条]}
- ・実39条1項} 注1

(2.(3)イ.において同じ。)

ウ. 特許法第39条第6項<sup>※5</sup>、意匠法第9条第4項又は商標法第8条第4項の規定に基づく指令書に応答する書面

エ. 特許法第134条第4項若しくは実用新案法第39条第4項の規定により審尋を受けた者又は特許法第194条第1項の規定により書類その他の物件の提出を求められた者が提出する実験成績証明書、指定商品の説明書等、ひな形・見本、特許の分割出願に関する説明書等

- 《・特134条4項 〈特71条3項 {実26条、意25条3項、商28条3項 [商68条3項]}、特174条1項、2項 {実45条1項、意58条4項、商61条 [商68条5項]、商附則20条 [商附則23条]}、特174条3項、意52条、58条2項 {商62条1項 [商68条5項]、商附則21条 [商附則23条]}、意58条3項 {商62条2項 [商68条5項]}、商56条1項 {商43条の15第1項 [商60条の2第1項 (商68条5項)、商68条4項]、商68条4項}、商附則17条1項 {商附則23条}〉
- ・実39条4項
- ・特194条1項 〈実55条3項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項 {商附則23条}〉 注1

(1.(9)、(14)、2.(3)エ.において同じ。)

オ. 命令による手続補正書 (実用新案法第6条の2及び第14条の3の規定によるものに限る。)

- (4) 命令による受継申立書 (特23条1項<sup>※6</sup>) の提出についての指定期間は、60日とする。ただし、手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に居住する場合には、75日とする。

- (5) 意見書（特許法第48条の7に規定するものに限る。）の提出についての指定期間は、30日（拒絶理由通知と同時のときは、60日）とする。ただし、手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に居住する場合には、45日（拒絶理由通知と同時のときは、75日）とする。
- (6) 手続補完書（商5条の2第2項）の提出についての指定期間は、1月とする。ただし、手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に居住する場合には、1月に15日を加えた期間とする。
- (7) 次に掲げる書類の提出又は磁気ディスクへの記録の求めについての指定期間は、30日とする。

ア. 命令による手続補正書

- 《・特17条3項〈意68条2項、商77条2項、商附則27条2項〔商附則23条〕、特例法41条2項〉
- ・特133条1項及び2項〈特71条3項〔実26条、意25条3項、商28条3項〔商68条3項〕〕、特174条1項、2項〔実45条1項、意58条4項、商61条〔商68条5項〕、商附則20条〔商附則23条〕〕、特174条3項、実41条、意52条、58条2項〔商62条1項〔商68条5項〕、商附則21条〔商附則23条〕〕、意58条3項〔商62条2項〔商68条5項〕〕、商56条1項〔商43条の15第1項〔商60条の2第1項（商68条5項）、商68条4項〕、商68条4項〕、商附則17条1項〔商附則23条〕〕
  - ・特184条の5第2項
  - ・実2条の2第4項
  - ・実48条の5第2項》<sup>注1</sup>

イ. 弁明書

- 《・特18条の2第2項〈実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項〔商附則23条〕、特例法41条2項〉
- ・特133条の2第2項〈特71条3項〔実26条、意25条3項、商28条3項〔商68条3項〕〕、特174条1項、2項〔実45条1項、意58条4項、商61条〔商68条5項〕、商附則20条〔商附則23条〕〕、特174条3項、実41条、意52条、58条2項〔商62条1項〔商68条5項〕、商附則21条〔商附則23条〕〕、意58条3項〔商62条2項〔商68条5項〕〕、商56条1項〔商43条の15第1項〔商60条の2第1項（商68条5項）、商68条4項〕、商68条4項〕、商附則17条1項〔商附則23条〕〕》<sup>注1</sup>

ウ. 物件提出書（特許登録令第30条の2<sup>※7</sup>の規定によるものに限る。）

エ. 磁気ディスクへの記録の求め（特例法7条2項）

- (8) 図面の提出書（実48条の7第2項）の提出についての指定期間は、2月とする。
- (9) 書留郵便物受領書等の提出を求める場合（特134条4項、194条1項、実39条4項）（→[03. 10](#)）の指定期間は、10日とする。

- (10) 特許法施行規則第38条の2の2第2項<sup>\*8</sup>の規定による通知に対する意見申述のための指定期間は、30日とする。
- (11) 特許法施行規則第38条の2の3第1項<sup>\*8</sup>の規定による通知に対する意見申述のための指定期間は、30日（明細書、請求の範囲又は図面（それらの補充書等を含む。）に係る通知の場合は60日）とする。
- (12) その他の指定期間は、特許及び実用新案に関しては60日、意匠及び商標に関しては40日とする。ただし、手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に居住する場合においては、特許及び実用新案に関しては60日を75日と、意匠及び商標に関しては40日を55日とする。
- (13) 意匠及び商標に関する意見書の提出期間については、意見書の作成に必要な謄本又は抄本の交付を本来の指定期間内に特許庁に請求した場合には、謄本又は抄本の発送の日から23日間職権により延長する。
- (14) 特許法第134条第4項若しくは実用新案法第39条第4項の規定により審尋を受けた者又は特許法第194条第1項の規定により書類その他の物件の提出を求められた者が提出する実験成績証明書、特殊なひな形・見本、特許の分割出願に関する説明書等の提出期間については、それぞれの場合を考慮して、(3)に定める期間と異なる期間を指定することができる。
- (15) 手続をする者及びその代理人の責めに帰することができない理由により(3)、(4)、(6)、(7)及び(12)に定める期間内に手続をすることができないと認める場合には、(3)、(4)、(6)、(7)及び(12)に定める期間と異なる期間を指定し、又は必要な期間の延長を認めることができる。
- (16) 特許法第50条<sup>\*9</sup>の規定による意見書又は同法第134条第4項<sup>\*10</sup>の規定による審尋に関しての回答書等の提出についての指定期間は、「拒絶理由通知書で示された引用文献に記載された発明との対比実験のため」という合理的理由がある場合、1月に限り、請求により延長することができる。

## 2. 手続をする者が在外者である場合

- (1) 次に掲げる特許法等の規定に基づき、特許法等に定める期間を職権により延長する期間は、次のとおりとする。
  - ア. 特許法第4条<sup>\*1</sup>、意匠法第17条の4第2項<sup>\*2</sup>及び商標法第43条の4第3項の規定に基づき職権により延長する期間は、60日とする。

ただし、特許の拒絶査定不服審判（特121条1項（特許権の存続期間の延長登録出願（以下「延長登録出願」という。）に係るものを除く。）の請求期間については、職権により延長する期間は、1月とする。

また、設定の特許（登録）料の納付期限（特108条1項、意43条1項、商41条1項、65条の8第1項、2項）並びに拒絶査定不服審判（特121条1項（延長登録出願に係るものに限る。））及び補正却下決定不服審判の請求期間（意46条1項、47条1項、商44条1項<sup>\*3</sup>、45条1項）については、職権による延長は行わないこととする。

なお、設定の特許（登録）料の納付期限については、特許（登録）料を納付すべき者の請求により30日以内に限り期間延長できる（特108条

- 3項、意43条3項、商41条2項、65条の8第3項)。
- イ. 意匠法第17条の4第1項<sup>\*2</sup>の規定に基づく職権による延長は、行わないこととする。
- (2) 特許法第178条第5項<sup>\*4</sup>の附加期間は、90日とする。
- (3) 次に掲げる書類等の提出についての指定期間は、3月とする。ただし、代理人だけでこれらの書類等を作成することができるのと認める場合には、1.(3)の期間とする。
- ア. 意見書
- イ. 答弁書
- ウ. 特許法第39条第6項<sup>\*5</sup>、意匠法第9条第4項又は商標法第8条第4項の規定に基づく指令書に応答する書面
- エ. 特許法第134条第4項若しくは実用新案法第39条第4項の規定により審尋を受けた者又は特許法第194条第1項の規定により書類その他の物件の提出を求められた者が提出する実験成績証明書、指定商品の説明書等、ひな形・見本、特許の分割出願に関する説明書等
- オ. 命令による手続補正書(実用新案法第6条の2及び第14条の3の規定によるものに限る。)
- (4) 命令による受継申立書(特23条1項<sup>\*6</sup>)の提出についての指定期間は、3月とする。
- (5) 意見書(特許法第48条の7に規定するものに限る。)の提出についての指定期間は、60日(拒絶理由通知と同時のときは3月)とする。
- (6) 手続補完書(商5条の2第2項)の提出についての指定期間は、2月とする。
- (7) 1.(7)から(10)の指定期間は、在外者が手続する場合も同様とする。
- (8) 特許法施行規則第38条の2の3第1項<sup>\*8</sup>の規定による通知に対する意見申述のための指定期間は、30日(明細書、請求の範囲又は図面(それらの補充書等を含む。)に係る通知の場合は3月)とする。
- (9) その他の指定期間は、3月とする。ただし、代理人だけでこれらの書類等を作成することができるのと認める場合には、1.(12)の期間とする。
- (10) (3)に規定する期間(ただし書による期間については除く。)は、特許(特許法第50条<sup>\*11</sup>の規定による意見書及び同法134条第4項<sup>\*10</sup>の規定による審尋に関しての回答書等の提出についての指定期間を除く。)、実用新案に関しては3月以内、意匠及び商標に関しては1月以内に限り、請求により延長することができる。ただし、1.(13)の職権延長については、請求による延長とは重ねては行われず、いずれか満了日の遅い方が採用される。
- (11) 特許法第50条<sup>\*11</sup>の規定による意見書又は同法第134条第4項<sup>\*10</sup>の規定による審尋に関しての回答書等の提出についての指定期間は、合理的理由がある場合に限り、請求により延長することができる。合理的理由と延長できる期間は以下のとおりとする。ただし、同法第67条の4に係る拒絶理由通知については、下記ア.(対比実験のため)の理由による延長請求は認め

られない。

ア.「拒絶理由通知書で示された引用文献に記載された発明との対比実験のため」という理由により1月単位で1回のみ期間延長請求をすることができる。

イ.「手続書類の翻訳のため」という理由により1月単位で3回まで期間延長請求することができる。

ウ. ア及びイの組み合わせによる期間延長請求は、合計3回までとする。

(12) 1. (13) から (15) までの規定は、在外者が手続をする場合も同様とする。

(注) 期間の計算については特許法第3条の規定により、期間の初日は算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

別表

東京都	伊豆諸島・小笠原諸島
石川県	輪島市海士町（舳倉島）
鹿児島県	南西諸島
沖縄県	沖縄本島を除く周辺諸島
北海道	北海道周辺諸島

(改訂平成24・4)

※<sup>1</sup> 特4条：実14条の2第5項、39条の2第4項、45条2項、54条の2第5項、意68条1項、商77条1項、商附則27条1項（商附則23条において準用）において準用

※<sup>2</sup> 意17条の4：商17条の2第2項（商68条2項において準用）において準用

※<sup>3</sup> 商44条1項：商附則13条において準用

※<sup>4</sup> 特178条5項：実47条2項、意59条2項、商63条2項（商68条5項において準用）、商附則22条2項（商附則23条において準用）において準用

注<sup>1</sup> 準用条文は括弧を用いて記載されている。

例「特50条 {特67条の4、159条2項 [特174条1項]}」は、

「特50条：特67条の4、159条2項（特174条1項において準用）において準用」を表す。

※<sup>5</sup> 特39条6項：特34条7項（実11条2項、意15条2項、商13条2項において準用）において準用

※<sup>6</sup> 特23条1項：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項（商附則23条において準用）において準用

※<sup>7</sup> 特登令30条の2：実登令7条、意登令7条、商登令10条において準用

---

\*<sup>8</sup> 特施規 38 条の 2 の 2 第 2 項、38 条の 2 の 3 第 1 項：実施規 23 条 4 項において準用

\*<sup>9</sup> 特 50 条：特 159 条 2 項（特 174 条 1 項において準用）、特 163 条 2 項において準用

\*<sup>10</sup> 特 134 条 4 項：特 174 条 1 項において準用

\*<sup>11</sup> 特 50 条：特 67 条の 4、159 条 2 項（特 174 条 1 項において準用）、特 163 条 2 項において準用